

四半期報告書

(第70期第3四半期)

株式会社 タツノ

香川県高松市新田町甲34番地

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第70期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839—5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 藤井 清史

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621—7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業管理部長 多田野 純

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第3四半期 連結累計期間	第70期 第3四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	128,020	119,960	179,676
営業利益 (百万円)	14,175	10,836	18,484
経常利益 (百万円)	14,221	10,722	18,490
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	10,012	7,049	11,881
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,076	8,522	11,155
純資産額 (百万円)	137,540	147,808	142,549
総資産額 (百万円)	231,569	238,424	229,799
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	79.07	55.67	93.83
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.2	61.8	61.8

回次	第69期 第3四半期 連結会計期間	第70期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.99	8.53

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。
なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費が堅調に推移、企業収益の改善を背景に設備投資が緩やかに増加、生産や輸出は持ち直し、景気は緩やかに回復しております。欧州経済と米国経済は回復持続、新興国は総じて持ち直しの動きが続いております。一方で、北朝鮮問題、中東の地政学上のリスクに加え、米国の政策運営の不安定さもあり、不透明な状況が続いております。

私どもの業界は、日本では、復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により稼働は堅調なもの、オペレーター不足に加え、中古価格の低迷、売価アップとなった新モデルの市場浸透遅れもあって、需要は減少しました。海外では、オーストラリア・ロシアの回復に加え、北米で底打ち気配が見え始めておりますが、全体として需要は減少しました。

日本向け売上高は、建設用クレーンが減少、車両搭載型クレーンと高所作業車が増加し、660億9千7百万円(前年同期比97.1%)となりました。海外向け売上高は、新規顧客の開拓に注力しましたが、需要減少により、538億6千2百万円(前年同期比89.9%)となりました。この結果、総売上高は1,199億6千万円(前年同期比93.7%)となりました。なお、海外売上高比率は44.9%となりました。

売上減少に伴う売上総利益の低下により、営業利益は108億3千6百万円(前年同期比76.4%)、経常利益は107億2千2百万円(前年同期比75.4%)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は70億4千9百万円(前年同期比70.4%)となりました。

さて、本年1月19日に公表しました排ガス規制の緩和措置に関する米国環境保護庁への自己申告は、現在、米国法律事務所による調査が進行中であり、今後、開示が必要な事由が判明しましたら、適時適切に対応いたします。なお現在は、最も厳しい規制に適合するエンジンを搭載した建設用クレーンのみを販売しており、北米での販売に影響はないと考えております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①日本

日本向けは、建設用クレーンが減少、車両搭載型クレーンと高所作業車の売上が増加しました。海外向けは増加し、売上高は976億2百万円（前年同期比102.2%）、営業利益は110億8千2百万円（前年同期比99.9%）となりました。

②欧州

建設用クレーン売上は欧州域内が減少、欧州域外が増加、売上高は274億4千1百万円（前年同期比91.5%）、営業利益は3億6千2百万円（前年同期比34.1%）となりました。

③米州

北米での建設用クレーン需要の底打ち気配が見え始めたなか、新規顧客の開拓など拡販に注力し、売上高は193億4千1百万円（前年同期比98.9%）となりました。営業損失は1億6千1百万円（前年同期は2億7千万円の利益）となりました。

④その他

建設用クレーン需要が減少し、新規顧客の開拓など拡販に注力したものの、売上高は82億8百万円（前年同期比73.1%）となり、営業損失は4千8百万円（前年同期は3億3千1百万円の利益）となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

①建設用クレーン

日本向け売上は、拡販に注力したものの、需要の減少と機種構成の影響もあり、230億8千5百万円（前年同期比82.0%）となりました。

海外向け売上は、新規顧客の開拓に注力しましたが、需要の減少により、420億4百万円（前年同期比83.0%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は650億8千9百万円（前年同期比82.6%）となりました。

②車両搭載型クレーン

日本向け売上は、トラック需要が減少するなか、拡販に注力し、搭載率の上昇もあって、132億2千5百万円（前年同期比101.6%）となりました。

海外向け売上は、東南アジア・中東向けの販売体制の整備に注力し、12億2千万円（前年同期比117.7%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は144億4千6百万円（前年同期比102.8%）となりました。

③高所作業車

インフラ点検用途のニーズを背景に好調が続くレンタル業界に加え、通信業界の設備投資の拡大もあり、高所作業車の売上高は172億1千9百万円（前年同期比112.5%）となりました。

④その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は232億5百万円（前年同期比116.7%）となりました。

(2) 財政状態についての分析

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ86億2千4百万円増加の2,384億2千4百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の減少127億9千2百万円があったものの、現金及び預金の増加118億2千8百万円やたな卸資産の増加79億円があったことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ33億6千6百万円増加の906億1千6百万円となりました。主な要因は、長期借入金の減少63億9千8百万円や未払法人税等の減少18億5百万円があったものの、電子記録債務の増加77億円や短期借入金の増加49億7千万円があったことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ52億5千8百万円増加の1,478億8百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加37億5千7百万円や為替換算調整勘定の増加9億8千8百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するに当たっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行ふことが可能であると考えております。

したがって、これらに関する十分な理解なしに当社の株式の大規模な買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件・方法等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提示するための十分な時間や情報を見出さないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループは、平成20年度以降、事業領域を「（移動機能付）抗重力・空間作業機械=Lifting Equipment (LE)」と定め、「LE世界No.1」・「海外売上比率80%」・「安定的高収益企業（平時の営業利益率20%）」の3つを長期目標としております。

世界の人口動態を考えれば、LE業界は長期的には成長産業であり、今後のポテンシャルは高いと考えております。しかしながら、短中期的には市場変動が激しい事業特性を有しています。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、3年毎に中期経営計画を策定しております。建設用クレーンの海外需要が平成24年をピークに減少するなか、「『強い会社』に」を基本方針とし、「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」を重点テーマとする「中期経営計画（14-16）」に取組み、シェアアップ・高付加価値商品の拡販等により業績向上を図ってまいりました。その結果、平成26年度と平成27年度は2年連続で過去最高の売上高と営業利益を更新し、ROS(売上高営業利益率)は14.4%・14.8%、ROA(総資産営業利益率)は13.9%・13.5%と高水準で推移しました。しかしながら、当社は未だ「強い会社」への途上にあり、最終年度は需要の更なる減少の影響により、ROS10.3%、ROA7.9%への低下を余儀なくされました。

平成29年度をスタートとする「中期経営計画（17-19）」は「『強い会社』に（赤い矢印に集中）」を基本方針として、3つの重点テーマ実現のために、9つの戦略に取組んでまいります。

・「強い会社」とは、いかなる外部環境にあろうとも、「利益を出す」・「人を育てる」を毎期継続することができる会社です。

・当社グループでは、「市場：需要・為替（=青い矢印）」というコントロールできない環境の中で、事業に対する「自助努力（=赤い矢印）」に集中し、これに「投資（=黄色い矢印）」の成果をえたものが、「業績（=黒い矢印）」と位置付けております。「中期経営計画（17-19）」では、「強い会社」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。

・3つの重点テーマ

1)更なるグローバル化（ONE TADANO、Wide & Deep）

2)耐性アップ（6つの鍵）

3)競争力強化（四拍子そろったメーカー）

・9つの戦略

1)市場ポジションアップ

2)商品力強化

3)グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み

4)感動品質・感動サービスの提供

5)ライフサイクル価値の向上

6)ソリューションビジネスへの取り組み

7)収益力・資産効率のレベルアップ

8)成長基盤の確立

9)グループ&グローバル経営基盤の強化

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営（経営者）が規律される仕組み、監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると考えております。

このような考え方に基づき、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(http://www.tadano.co.jp/ir/c_governance.html)を制定し、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等を明らかにしております。

例えは、当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によってグループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

また、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役・監査役候補者及び執行役員の指名並びに取締役の報酬の決定のための取締役会の諮問機関として、また執行役員の報酬の決定のための社長の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組み（以下「本対応方針」といいます。）が必要であると考えました。

金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内の買い集め行為を法的に制限することができない等、濫用的な買収に対して必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本対応方針を定めることにより、当社の経営を安定させ成長戦略に集中できる環境を整え、不測の事態等による混乱や弱体化に備えることが必要と考えます。

当社株式の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、(i) 大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは(ii) 遵守した場合でも、原則として大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される例外的な場合に、対抗措置を発動できるものとします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の是非の判断を株主意思確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認株主総会を開催し、当該株主総会における決議の結果に従い、対抗措置の発動の是非についての取締役会決議を行うものとします。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々の状況に応じて適切なものを選択するものとします。

④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものあります。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み（上記③の取組み）について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則 ((i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性確保の原則) を充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、平成29年6月27日開催の第69回定時株主総会において株主の皆様に議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間を延長しております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か等について、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様に公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 外部専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客觀性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は40億7千万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,500,355	129,500,355	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	129,500,355	129,500,355	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	—	129,500	—	13,021	—	16,913

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,868,300	—	—
完全議決権株式(その他) (注) 1	普通株式 126,527,000	1,265,270	—
単元未満株式 (注) 2	普通株式 105,055	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	129,500,355	—	—
総株主の議決権	—	1,265,270	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権の数2個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式87株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タダノ	香川県高松市新田町 甲34番地	2,868,300	—	2,868,300	2.21
計	—	2,868,300	—	2,868,300	2.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	68,745	80,573
受取手形及び売掛金	※3 47,149	※3,※4 34,357
电子記録債権	1,568	※4 2,892
商品及び製品	25,764	31,319
仕掛品	20,263	21,561
原材料及び貯蔵品	8,850	9,897
繰延税金資産	3,452	2,639
その他	2,357	3,093
貸倒引当金	△186	△326
流动資産合計	177,965	186,008
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,483	12,418
機械装置及び運搬具（純額）	3,005	2,743
土地	22,513	23,005
リース資産（純額）	492	561
建設仮勘定	979	777
その他（純額）	1,708	1,688
有形固定資産合計	41,183	41,195
無形固定資産	1,181	1,201
投資その他の資産		
投資有価証券	6,190	6,969
繰延税金資産	2,620	2,376
その他	1,666	1,775
貸倒引当金	△1,008	△1,102
投資その他の資産合計	9,469	10,019
固定資産合計	51,834	52,416
資産合計	229,799	238,424

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,080	※4 25,283
電子記録債務	-	7,700
短期借入金	15,448	20,418
リース債務	216	226
未払法人税等	2,470	665
製品保証引当金	1,497	1,485
債務保証損失引当金	0	0
未払金	5,205	4,503
割賦利益繰延	152	112
その他	4,444	4,835
流動負債合計	55,515	65,232
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	11,237	4,838
リース債務	333	387
繰延税金負債	147	147
再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
退職給付に係る負債	7,299	7,284
その他	607	617
固定負債合計	31,734	25,384
負債合計	87,250	90,616
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,855	16,853
利益剰余金	114,507	118,264
自己株式	△2,637	△2,639
株主資本合計	141,746	145,500
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,732	2,071
土地再評価差額金	1,270	1,270
為替換算調整勘定	△1,875	△887
退職給付に係る調整累計額	△809	△711
その他の包括利益累計額合計	318	1,744
非支配株主持分	484	563
純資産合計	142,549	147,808
負債純資産合計	229,799	238,424

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	128,020	119,960
売上原価	90,751	85,844
割賦販売利益繰延前売上総利益	37,268	34,115
割賦販売未実現利益戻入額	197	82
割賦販売未実現利益繰入額	46	43
売上総利益	37,420	34,155
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	2,635	2,750
広告宣伝費	382	261
製品保証引当金繰入額	462	725
貸倒引当金繰入額	219	△10
人件費	7,962	8,226
退職給付費用	370	381
旅費及び交通費	701	687
減価償却費	663	707
研究開発費	4,339	4,070
その他	5,505	5,520
販売費及び一般管理費合計	23,244	23,318
営業利益	14,175	10,836
営業外収益		
受取利息	106	60
割賦販売受取利息	0	-
受取配当金	140	132
その他	270	150
営業外収益合計	517	343
営業外費用		
支払利息	332	308
売上債権売却損	-	68
為替差損	100	27
その他	37	51
営業外費用合計	471	457
経常利益	14,221	10,722
特別利益		
固定資産売却益	1	3
関係会社清算益	-	30
投資有価証券売却益	105	0
特別利益合計	106	34
特別損失		
固定資産除売却損	118	35
特別損失合計	118	35
税金等調整前四半期純利益	14,209	10,721
法人税、住民税及び事業税	2,976	2,755
法人税等調整額	1,160	889
法人税等合計	4,137	3,644
四半期純利益	10,072	7,077
非支配株主に帰属する四半期純利益	60	27
親会社株主に帰属する四半期純利益	10,012	7,049

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益	10,072	7,077
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	919	339
為替換算調整勘定	△5,025	1,006
退職給付に係る調整額	110	97
その他の包括利益合計	△3,996	1,444
四半期包括利益	6,076	8,522
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,098	8,475
非支配株主に係る四半期包括利益	△22	46

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社顧客の提携リース会社等からのファイナンスに対する保証

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
(株)小川建機	372百万円	(株)オートレント	323百万円
(株)坂野クレーン	306〃	(株)小川建機	320〃
(株)オートレント	253〃	(株)坂野クレーン	272〃
その他171社	3,536〃	その他169社	3,075〃
合計	4,469百万円	合計	3,992百万円

2 偶発債務

厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、当社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告いたしました。現在、米国法律事務所による調査が進行中であります。

当事実が今後の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、四半期連結財務諸表には反映しておりません。

※3 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	8百万円	11百万円

※4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	—	825百万円
電子記録債権	—	219〃
支払手形	—	860〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	2,307百万円	2,091百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日	利益剰余金
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	1,646	13.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	1,646	13.00	平成29年9月30日	平成29年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- 1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社戸田機工商会

事業の内容 各種機械、部品、工具の販売

- 2) 企業結合を行った主な理由

当社グループ及び協力工場向けの安定的調達を確保するためであります。

- 3) 企業結合日

平成29年11月30日

- 4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

- 5) 結合後企業の名称

変更ありません。

- 6) 取得した議決権比率

100%

- 7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年12月31日をみなし取得日としており、かつ、当該被取得企業については、平成29年12月31日現在の財務諸表を基礎として連結決算を行っているため、当四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	465百万円
取得原価		465百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- 1) 発生したのれんの金額

68百万円

- 2) 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして認識したものです。

- 3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	80,838	16,784	19,451	117,074	10,946	128,020	—	128,020
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14,699	13,213	111	28,023	278	28,302	△28,302	—
計	95,537	29,998	19,562	145,098	11,224	156,322	△28,302	128,020
セグメント利益	11,091	1,064	270	12,426	331	12,757	1,417	14,175

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額には、セグメント間未実現利益調整額 1,407百万円が含まれております。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	79,703	13,184	19,098	111,986	7,973	119,960	—	119,960
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17,898	14,257	242	32,398	235	32,634	△32,634	—
計	97,602	27,441	19,341	144,385	8,208	152,594	△32,634	119,960
セグメント利益又は損失 (△)	11,082	362	△161	11,283	△48	11,234	△398	10,836

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額には、セグメント間未実現利益調整額△447百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	79円07銭	55円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	10,012	7,049
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	10,012	7,049
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,627	126,632

(注)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【その他】

第70期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）中間配当については、平成29年10月30日開催の取締役会において、平成29年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 1,646百万円
- ② 1 株当たりの金額 13円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成29年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月8日

株式会社タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越 智 慶 太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

【注記事項】（四半期連結貸借対照表関係）2 偶発債務に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。現在、米国法律事務所による調査が進行中である。当事実が今後の会社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、四半期連結財務諸表には反映していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年2月14日

【会社名】

株式会社タダノ

【英訳名】

TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 多田野 宏一

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

香川県高松市新田町甲34番地

【縦覧に供する場所】

株式会社タダノ東京事務所

(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長多田野 宏一は、当社の第70期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。